

発議案第 1 号

天理市議会会議規則の一部改正について

天理市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

平成 19 年 3 月 15 日提出

天理市議会議員	今	西	康	世
〃	中	西		朗
〃	寺	井	正	則
〃	東	田	匡	弘
〃	佐々岡		典	雅
〃	山	本	治	夫

天理市議会会議規則の一部を改正する規則

天理市議会会議規則（昭和 31 年 10 月天理市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「当日」を「当日の」に改める。

第 4 条第 4 項中「番号」を「、番号及び氏名標」に改める。

第 10 条第 2 項中「休会する」を「休会とする」に改め、同条第 3 項中「休会中」を「休会の日」に改める。

第 13 条中「もの」を「者」に改める。

第 14 条に次の 1 項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 16 条中「法律」を「法」に改める。

第 17 条中「届出なければ」を「提出しなければ」に改める。

第 19 条に次の 1 項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 22 条第 1 項中「会議の」を「開議の」に改める。

第 24 条第 1 項中「宣言」を「宣告」に改める。

第 28 条第 1 項中「確め」を「確かめ」に改め、同条第 2 項中「あらため」を

「点検」に改める。

第30条第1項中「確め」を「確かめ」に改める。

第31条第1項中「宣言」を「宣告」に改める。

第37条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明及び第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第38条中「審査」の次に「又は調査の」を加える。

第39条の見出し中「少数意見者」を「少数意見」に改め、同条第4項中「少数意見書」を「少数意見」に改める。

第43条中「整理を議長」を「整理を必要とするときは、議長」に改める。

第44条第1項中「必要あると」を「必要があると」に改め、同条第2項中「期限内」を「期限まで」に改める。

第47条第1項中「簡易な事項については」を「特に議長が許可したときは」に改める。

第48条第4項中「通告した」を「発言の通告をした」に、「現在しない」を「いない」に改める。

第49条第2項中「通告しない者」を「発言の通告をしない者」に改め、同条第3項中「もの」を「者」に改める。

第52条第1項中「簡明にし」を「簡明にするものとし」に改める。

第54条第2項中「出席議員の」を「出席議員」に改める。

第68条中「調査」を「審査又は調査」に改める。

第70条第2項中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第79条第1項中「必要ある」を「必要がある」に改め、同条第2項中「同時に」の次に「前項の」を加える。

第81条中「賛成、否とする者は反対を」を「賛成と、問題を否とする者は反

対と」に改める。

第 86 条第 3 項中「なさなければ」を「なされなければ」に改める。

第 88 条第 1 項ただし書中「常任委員会」の次に「又は議会運営委員会」を加える。

第 89 条に次の 1 項を加える。

2 紹介議員は、前項の求めがあるときは、これに応じなければならない。

第 94 条に次の 1 項を加える。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 97 条中「規定により議員の選挙権の有無」を「規定による議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうか」に改める。

第 98 条中「第 37 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項」に改める。

第 99 条中「被選挙権の有無を決定したときは」を「議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたときは」に改める。

第 108 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 94 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

第 109 条を次のように改める。

(懲罰動議の審査)

第 109 条 懲罰については、議会は、第 37 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

第 110 条中「定める」を「決めた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。